

くらしめーる

- 激安の偽サイトにご注意ください！
- 危険な冬の「脱水症」
- 岸和田市消費生活モニター募集

相談窓口

受付時間：平日9:30～16:30

TEL 489-5281

※時間外、土日の窓口は裏面に

発行：岸和田市立消費生活センター 〒596-0045 岸和田市別所町3-12-1 市立保健センター3F

事例

事例1 セルフ式ガソリンスタンドで給油し

(60歳代 男性)

事例2 セルフ式ガソリン

スタンドでガソリンを満
タンに給油し、給油ノズ
ルを収納しようとしたら、
ガソリンがあふれ出し顔
と衣服にかかってしまった。

(60歳代 女性)



セルフ式ガソリンスタンド 給油中の吹きこぼれに注意

出典：「見守り新鮮情報第378号」独立行政法人国民生活センター



- ガソリンは引火しやすいので、吹きこぼれてしまうと大変危険です。給油ノズルを給油口の奥まで確実に差し込み、レバーを止まるところまで確実に引き、しっかり握って給油しましょう。
- 給油口からガソリンが吹きこぼれる危険があるので、自動的に給油が止まったらそれ以上の給油はやめましょう。
- 給油方法がよく分からなかったり、不安があったりするときは、従業員に正しい給油方法について説明してもらってから給油しましょう。

回覽

[illegible]



増加！激安の偽サイトにせ

～注文した商品が届かない、返金されない～

有名メーカー・ブランド等のウェブサイトと非常によく似た構成で、正規サイトの価格より格安に商品を販売する偽サイトによるトラブルが増加しています。同様のトラブルは以前から衣服やスニーカー関連に多く見られましたが、最近は家具や家電製品等が多い傾向にあります。

相手方は海外に所在する悪質業者である可能性が高く、被害に遭うと被害回復が困難です。

偽サイトによるトラブル事例をご紹介します。購入前の注意点を一緒に考えてみましょう。

こんな事例があります

- 【事例1】 注文したサイトに記載の電話番号にかけたらそのサイトは当社ではないと言われた。正規サイトをそのままコピーして問合せフォームだけを変えているようだ。
- 【事例2】 何度決済しても受け付けられず、複数回注文になっており解約もできない。
- 【事例3】 注文時の価格と支払額が一致しない。調べたら外貨から日本円に換算されていた。
- 【事例4】 正規サイトに偽サイトに関する《注意喚起》があった。
- 【事例5】 ソファを注文したのにマフラーが届いた。



「購入する」をポチっとする前にここをチェック！

1つでも該当があれば購入を控えることをお勧めします。

- ☐ 販売価格が定価から大幅値引き。☞「なぜ？」と疑問に思う気持ちと調べることが大切です。
- ☐ サイト URL の表記がおかしい。正規サイトと少しだけ違う。同じ URL の最初か最後に別の文字が追加されている。
- ☐ 事業者の住所や電話番号の記載がない。又は電話をかけてもいつも話中。
- ☐ 事業者への連絡方法が問合せフォームやフリーメールだけになっている。
- ☐ 決済がスムーズにいかない。支払い手段が前払い振込や代引きに限定されている。
- ☐ 振込先口座が個人名義。
- ☐ 利用規約等に不自然な記載・不当な記載がある。
- ☐ サイト内のリンクが機能しない。
- ☐ 特定商取引法に基づく表示の記載がない。



**偽サイト、偽ブランド品に
ご注意ください。**

さらに次の点をチェックしましょう。

- ☐ URLを入力してサーバ情報を調べられるサイトを利用し、当該サイト・サーバの情報に不審点が無いかチェックする。ネット上で当該サイトのトラブル情報を確認する。
- ☐ 注文前に当該サイトの運営事業者にお問い合わせする。電話がつながるか、返信があれば内容に不審な点がないか、日本語の字体や文章表現に違和感がないか等を確認する。

海外事業者とのトラブルは、国民生活センター越境消費者センター（CCJ）でメール又はチャットで相談を受け付けていますのでご利用ください。

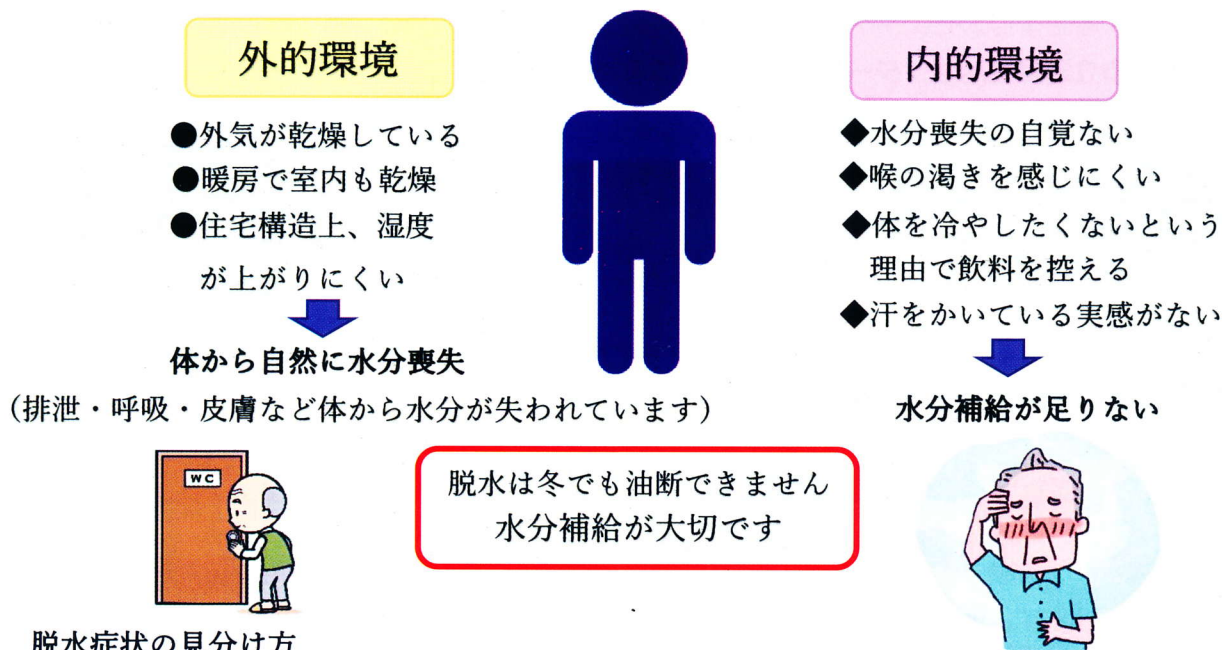
<https://www.ccj.kokusen.go.jp/home>

要因と防止策！

高齢者に危険な「冬の脱水症」

脱水というと、暑い季節に起こるイメージが強いのですが、冬でも脱水を引き起こすリスクがあります。高齢者にとって危険な冬の脱水症についてご紹介します。

冬にみられる脱水の要因



脱水症状の見分け方

「尿の量がいつもより少ない」、「口の中がネバネバする」、「体がだるい」といった症状から始まり、「手足が冷たい」、「食欲低下」、「立ちくらみ」、「頭痛」や「吐き気」等が起こります。さらに悪化すると、意識を失ったり「脳梗塞」や「心筋梗塞」のリスクを高めます。

加湿器がなくても部屋の乾燥を防げます。冬は40%～60%の湿度が適正湿度とされています。

- ・風呂上りに扉を少し開けておく。
- ・バケツに水をはり、タオルを半分つけておく。
- ・洗濯物を干す。床の水拭き。
- ・石油ストーブにヤカンをかける、等々。

飲み物・食べ物で水分補給をしっかりと！

- ・3度の食事、起床時、午前中、おやつタイム、入浴前、入浴後、就寝前の計9回、コップ1杯程度の水分を上手に摂取しましょう。白湯又はお茶であれば麦茶がおすすめです。
- ・ほうれん草や小松菜等の緑黄色野菜、ミカンやリンゴ等の季節の果物には水分や電解質が豊富に含まれています。
- ・経口補水液は脱水症対策以外に嘔吐や下痢を伴う感染症の際にも有効です。



「冬の脱水症」予防には、部屋の乾燥を防ぎこまめな水分補給が大切です

2021年度 岸和田市消費生活モニター募集!

対象：市内在住の20歳以上の人で消費生活問題に関心があり、商品価格調査や研修会・講座（保育なし）等に参加できる人。

募集人数：30人（応募者多数の場合は校区分別に、初めての方・経験年数の浅い順に優先し抽選）

任期：2021年4月～2022年3月末、参加日はすべて平日です。（通常、年10回程度）
（新型コロナウイルス感染防止に最大限配慮し、募集時点では活動内容・回数は未定です）

申込：2月26日（金）までに電話・FAX・はがきに①住所②氏名（ふりがな）③生年月日④電話番号⑤モニター経験の有無を記入し、〒596-0045 別所町3-12-1 岸和田市立消費生活センターへ。（問合せ：消費生活センター事務局 TEL438-5281）



2020年度のモニター風景。2020年度は委嘱状を郵送にてお届けしました。



2020年10月、市民消費生活講座「終活にまつわるトータル対策！」を開催。ご参加ありがとうございました。



暮らしの法律



ハンカチで押さえたが間に合わず。



「電車の中で嘔吐。汚してしまった他人の服やカバンの賠償は？」

問）電車の中で気分が悪くなって嘔吐し、人の服やカバンを汚してしまいました。弁償しようと思っています。どのくらいの金額を用意すればよいのでしょうか？

答）民法は「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う」（709条）と定めています。服やカバンを汚してしまうことは財産権の侵害にあたり

ます。汚れただけであれば、金額はクリーニング代金程度と考えられます。では、新品の代金を請求される場合はどうでしょうか。本当に買い替えるしかないような「利益を侵害」といえるかどうかが問題です。仮に買い替えに納得できたとしても、既にある程度使用された中古品ですから、中古品としての価格で賠償する義務しかありません。また、物的損害について精神的損害の賠償のための慰謝料の請求は原則できないとされています（例外：代替性のないペットや先祖代々の墓石等）。誠意をもって謝罪と弁償の申し出をしているのに相手が過大な賠償を請求してきた場合には、民事訴訟の提起又は民事調停の申し立てをすることになります。（出典：国民生活 2020年9月号）

相談窓口

消費生活センター

受付時間：平日9:30～16:30

電話番号 **439-5281**（相談専用）

平日夕方16時30分～17時でお急ぎの場合

大阪府消費生活センターでも受付可能です

電話番号 **06-6616-0888**（大阪府消費生活センター）

●週末相談（年末年始除く10:00～16:00）

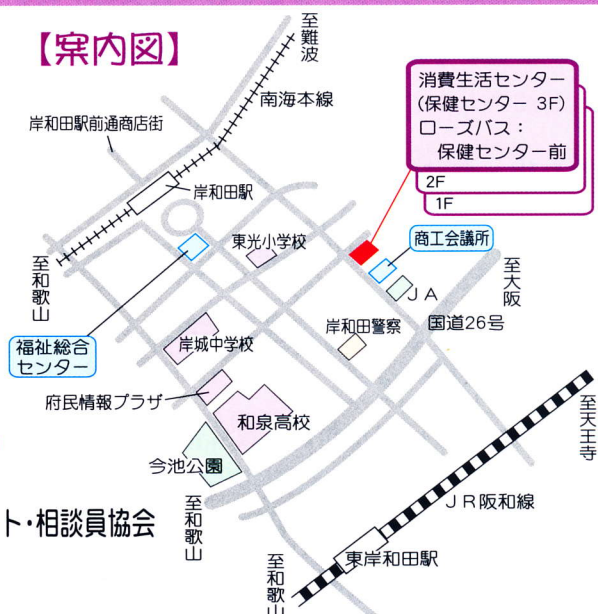
土曜日／06-4790-8110

（公益社団法人）日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会

日曜日／06-6203-7650

（公益社団法人）全国消費生活相談員協会

【案内図】



「くらしめーる」は、消費生活センター・市役所・市民センター・地区公民館などにも置いてあります。